



平成 30 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社横河ブリッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 藤 井 久 司
(コード番号 5911 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役総務部長 高 木 清 次
(TEL 03-3453-4111)

当社子会社社員の起訴について

平成 28 年 4 月 22 日、当社子会社の株式会社横河ブリッジが施工する新名神高速道路の橋梁工事に関し、現場において発生いたしました橋桁落下事故につきまして、本日、神戸地方検察庁より、同社社員 1 名が業務上過失致死傷罪で起訴されました。

当社および株式会社横河ブリッジは、今回の起訴処分を重く受け止め、あらためて関係各位に多大なるご迷惑をお掛けいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社および株式会社横河ブリッジは、引き続き、工事の安全施工と事故の再発防止に全力で取り組んでまいります。

以上